資料２（追加①）

ＨＡＣＣＰ義務化に対する山形県の対応

改正 食品衛生法 公　布（H30.6）

改正 政省令 公　布（H31.6 頃）

経過措置期間

改正法 施　行（H33.6 頃）

これまでの対応

○食品営業施設に対する立入検査

更新立入検査時（約 3,700 件／年）

・施設の構造の確認

・一般衛生管理の指導

○HACCP 導入施設に対する立入検査

・食品衛生法総合衛生管理製造過程

　ハードウエアの整備必要（負担大）

○HACCP に関する啓発

・県条例 HACCP 導入型基準

　製造業を中心に啓発

・業界団体向けの講習会等での啓発

・個別相談対応

○県食品衛生協会に対する委託

・許可施設に対する巡回指導等

HACCP 対応

一部事業者のみ

Ｈ３１～３２年度

○HACCP 義務化の周知

・全ての食品営業施設を対象

許可施設：約 18,000 件（山形市内を除く）

届出施設

既存施設約 2,000 件（山形市内を除く）

＋α（政省令改正後追加施設）

（H31　食品衛生監視指導費（臨時））

○HACCP 対応に関する指導・講習

・食品営業施設に対する HACCP 対応指導

保健所：製造業中心

食品衛生協会：飲食店等

○食品営業施設に対する立入検査

許可更新立入検査時等（約 3,000 件／年）

・施設の構造の確認

・一般衛生管理の指導

・HACCP 対応に関する指導

○県食品衛生協会に対する委託

・許可施設に対する巡回指導等

・飲食店等に対する HACCP 対応の個別指導

（H31　食品営業指導啓発業務委託事業費）

改正法施行後の対応

○食品営業施設に対する立入検査

許可更新時に順次 HACCP 対応状況を確認

（約 3,000 件／年）

・施設の構造の確認

・HACCP 対応状況の確認

（衛生管理計画、記録表の確認）

届出施設の順次 HACCP 対応状況を確認

既存届出施設約 2,000 件＋α

○県食品衛生協会に対する委託

・許可施設に対する巡回指導等

・許可更新時の HACCP 対応補助

HACCP 対応

全食品等事業者対象